

銀行・信金・信組・農協・労金を利用する場合

- 1 太枠内を記入します。
- 2 児童1人につき1枚必要です。
- 3 印鑑は全部で3ヶ所です。(通帳の届出印を押印)
- 4 間違えたときは——線を付し、届出印で訂正します。

* 20日までに届いたら、翌月から指定の金融機関からの引落しが可能です。

利用する金融機関名を記入する

保護者について記入する

利用する口座の名義人について記入する

児童の氏名

猿橋小学校に在学する兄弟姉妹がいたら記入する

必ず銀行に通帳を持参し確認印をもらう

(学校保管用)

猿橋小学校様へお送りする書
(自動払込受付通知書) (印)

新発田市立猿橋小学校 御中

令和 年 月 日

フリガナ	サルハシ タロウ		印	納入費等の 収納依頼 学校名	新発田市立 猿橋小学校
	氏名	猿橋 太郎		納入費等の 種類	学校諸経費
保護者	〒957-0067			納入費等の 種類	学校諸経費
	住所	新発田市中曾根町3-8-29			
		電話 0254(22)2123			

振替日 毎月 7 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

◎ 銀行・信金・信組・農協・労金をご利用の方

フリガナ	サルハシ タロウ		印	金融機関名	
	預金者名	猿橋 太郎		〇〇 銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫	×× 支店
		普通預金			
		口座番号		0 1 2 3 4 5 6	
		金融機関コード			

◎ ゆうちょ銀行をご利用の方

払込先口座番号 00570-069931 加入者名 新発田市立猿橋小学校

フリガナ	サルハシ タロウ		印	種目コード	166	契約種別コード	30
	氏名	猿橋 太郎		銀行から振り込む場合の支店番号 (ゆうちょ銀行記入)			
預金者	〒957-			口座番号			*
	住所	新発田市		通帳記号	の		
		通帳番号					

(右つめで記入)

学年組	年 組	番
フリガナ	サルハシ ジロウ	
児童名	猿橋 次郎	

在学の兄弟姉妹

3 年	氏名	猿橋 花子
6 年	氏名	猿橋 一郎

(口座確認印)

金融機関 使用欄	(口座確認印)	印鑑照合	検印

(金融機関保管用)

預金口座振替依頼書
自動払込利用申込書 (印)

〇〇 銀行 ×× 支店 御中

令和 年 月 日

フリガナ	サルハシ タロウ		印	納入費等の 収納依頼 学校名	新発田市立 猿橋小学校
	氏名	猿橋 太郎		納入費等の 種類	学校諸経費
保護者	〒957-0067			納入費等の 種類	学校諸経費
	住所	新発田市中曾根町3-8-29			
		電話 0254(22)2123			

私は、上記の猿橋小学校から請求された金額を、下記の預金口座から支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

振替日 毎月 7 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

◎ 銀行・信金・信組・農協・労金をご利用の方

フリガナ	サルハシ タロウ		印	金融機関名	
	預金者名	猿橋 太郎		〇〇 銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫	×× 支店
		普通預金			
		口座番号		0 1 2 3 4 5 6	
		金融機関コード			

◎ ゆうちょ銀行をご利用の方

払込先口座番号 00570-069931 加入者名 新発田市立猿橋小学校

フリガナ	サルハシ タロウ		印	種目コード	166	契約種別コード	30
	氏名	猿橋 太郎		銀行から振り込む場合の支店番号 (ゆうちょ銀行記入)			
預金者	〒957-			口座番号			*
	住所	新発田市		通帳記号	の		
		通帳番号					

(右つめで記入)

金融機関 使用欄 (日付印)	(不備返却事由)	印鑑照合	検印
	<ol style="list-style-type: none"> 1 預金取引なし 2 印鑑相違 3 記載事項等相違 4 その他 店名 預金種目 口座番号 口座名 (備考)		

1. 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合預金規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはいたしません。

2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。

3. この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届けます。なお、届出がないまま長期間にわたり学校から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申し出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。

4. この預金口座について、かりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

5. ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。(詳しくはゆうちょ銀行へお尋ねください)

(金融機関の方は口座情報確認後切り取り、左側を保護者様へお渡しく下さい。)

ゆうちょ銀行を利用する場合

- 1 太枠内を記入します。
- 2 児童1人につき1枚必要です。
- 3 印鑑は全部で3ヶ所です。(貯金通帳の届出印を押印)
- 4 間違えたときは——線を付し、届出印で訂正します。

ゆうちょの場合は切り取らずに学校へ提出する

*20日までに届いたら、翌月から指定の金融機関からの引落しが可能です。

預金口座振替申込書
(自動払込受付通知書) (収)

(学校保管用)

新発田市立猿橋小学校 御中

令和 年 月 日

フリガナ 氏名	サルハシ タロウ		印	納入費等の 取納依頼 学校名	新発田市立 猿橋小学校
	猿橋 太郎			納入費等の 種類	学校諸経費
住所	〒957-0067 新発田市中曾根町3-8-29		契約者番号等		
	電話 0254(22)2123				

預金口座振替依頼書
自動払込利用申込書 (収)

(金融機関保管用)

銀行 支店 御中

令和 年 月 日

フリガナ 氏名	サルハシ タロウ		印	納入費等の 取納依頼 学校名	新発田市立 猿橋小学校
	猿橋 太郎			納入費等の 種類	学校諸経費
住所	〒957-0067 新発田市中曾根町3-8-29		契約者番号等		
	電話 0254(22)2123				

保護者について
記入する

振替日 毎月 7 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

振替日 毎月 7 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

◎ 銀行・信金・信組・農協・労金をご利用の方

フリガナ	届出印	金融機関名	
預金者名	/	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫	支店
		預金種目	普通預金
		口座番号	
		金融機関コード	

◎ 銀行・信金・信組・農協・労金をご利用の方

フリガナ	届出印	金融機関名	
預金者名	/	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫	支店
		預金種目	普通預金
		口座番号	
		金融機関コード	

◎ ゆうちょ銀行をご利用の方

払込先口座番号 00570-069931 加入者名 新発田市立猿橋小学校

◎ ゆうちょ銀行をご利用の方

払込先口座番号 00570-069931 加入者名 新発田市立猿橋小学校

利用する口座の
名義人について
記入する

フリガナ	サルハシ タロウ	届出印	種目コード	166	契約種別コード	30
氏名	猿橋 太郎	/	銀行から振り込む場合の支店番号 (ゆうちょ銀行記入)			
			口座番号			*
住所	〒957-0067 新発田市中曾根町3-8-29		通帳記号	1 1 2 9 0 の		
			通帳番号	0 1 2 3 4 5 6 7		

(右つめで記入)

フリガナ	サルハシ タロウ	届出印	種目コード	166	契約種別コード	30
氏名	猿橋 太郎	/	銀行から振り込む場合の支店番号 (ゆうちょ銀行記入)			
			口座番号			*
住所	〒957-0067 新発田市中曾根町3-8-29		通帳記号	1 1 2 9 0 の		
			通帳番号	0 1 2 3 4 5 6 7		

(右つめで記入)

児童の氏名

学年組	年 組	番
フリガナ	サルハシ	ジロウ
児童名	猿橋 次郎	

猿橋小学校に在学
する兄弟姉妹がい
たら記入する

在学の兄弟姉妹		
3 年	氏名	猿橋 花子
6 年	氏名	猿橋 一郎

金融機関 使用欄	(口座確認印)	検印
		印鑑照合
		受付印

金融機関 使用欄 (日付印)	(不備返却事由)	検印
	1 預金取引なし	印鑑照合
	2 印鑑相違	
	3 記載事項等相違	
4 その他		
	店名 預金種目	印鑑照合
	口座番号 口座名	
	(備考)	受付印

(金融機関の方は口座情報確認後切り取り、左側を保護者様へお渡しください。)

- 預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行を除く)
1. 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合預金規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはいたしません。
 2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
 3. この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届けます。なお、届出がないまま長期間にわたり学校から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申し出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
 4. この預金口座について、かりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。
 5. ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込規定が適用されます。(詳しくはゆうちょ銀行へお尋ねください)